

寒川町空家等対策庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 寒川町空家等対策計画（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく各取組の推進を図るため、寒川町空家等対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係わる各課等との調整及び推進に関すること。
- (3) その他計画の実施に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、それぞれ都市建設部長及び都市計画課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	職名
1	都市建設部長
2	都市建設部都市計画課長
3	総務部税務課長
4	総務部収納課長
5	町民部協働文化推進課長
6	町民部町民安全課長
7	町民部町民窓口課長
8	福祉部福祉課長
9	福祉部高齢介護課長
10	福祉部保険年金課長
11	環境経済部環境課長
12	都市建設部道路課長
13	消防本部予防課長